



[原著]

養護教諭が行う保護者支援に関する文献検討

石田実知子¹、山形真由美²、井村亘³、難波知子⁴¹ 川崎医療福祉大学保健看護学部保健看護学科² 山陽学園大学看護学部看護学科³ 川崎医療福祉大学医療技術学研究科健康科学専攻博士後期課程⁴ 川崎医療福祉大学医療技術学部健康体育学科

要旨

本研究は、養護教諭が行う保護者支援に関する研究を概観し、今後の課題を明らかにすることを目的とした。医学中央雑誌 Web 版, CiNii を用いて文献検索を行い、養護教諭の保護者支援に対する記載のある文献 3 件を得た。本研究で対象とした文献は、全て質的研究であった。また、発達障害支援に関するものが 1 件、児童虐待に関するものが 1 件、保護者支援とその影響要因に関する研究 1 件であった。養護教諭は相談援助のコーディネーション過程に沿って保護者支援を実施していることが伺えた。しかし、利用者の顕在・潜在ニーズの発見、評価については、保護者と健康相談できる機会の必要性や保護者のニーズに基づいた学校内、外部専門機関との連携、事例検討会の開催などの必要性が考えられた。

今後、これらの知見を基に、養護教諭の専門職としての独自性の構築に向け、養護教諭に視点で課題を捉え、その解決に向けた実践内容と経過を的確に評価し、実践研究を行っていくことで保護者支援の全体像を明らかにしていくことが課題である。

キーワード：養護教諭、保護者支援

1. 序論

我が国では、近年少子高齢化や情報化、グローバル化など急激な社会環境や生活環境の変化に伴い、学校現場では、いじめ、不登校、自殺、自傷、インターネット依存などに加えて貧困問題などが複雑に絡み合い、心の健康問題が危惧されている。学校保健においてメンタルヘルスに係る健康課題で養護教諭が支援した児童生徒がいた学校は、小学校 78.0%，中学校 95.3%，高等学校 95.1%と非常に多い状況である (1)。このような社会背景の中で 2013 年には「いじめ防止対策推進法」が策定され

(2)、さらに平成 29 年には「自殺総合対策大綱」の中で重点課題として若者の自殺対策が挙げられ、児童・生徒への支援充実が国策として明記されている (3)。加えて昨今の COVID-19 は、日常生活のあらゆる場面で国際的にも影響を及ぼし、教育活動の制限等を強いられている。全国保険医団体連合会が全国 31 都道府県の小中学校や高校などの養護教諭を対象に実施した調査によると、子どもの健康悪化が 4 割の学校で報告されている (4)。このような多様化・複雑化する状況の中で、これまで以上に学校保健の果たす役割は重要であると言えよう。

石田実知子
〒701-0193 倉敷市松島 288
川崎医療福祉大学保健看護学部保健看護学科
phone: 086-462-1111
mail: m-ishida@mw.kawasaki-m.ac.jp

2021 年 9 月 30 日受付
2022 年 1 月 17 日受理

2008年、「学校保健法等の一部を改正する法律(平成20年法律第73号)」が公布され、改正における留意点として、第9条に保健指導が規定された。その中で、学校関係者や保護者の間で共通の認識を持つことの重要性について述べられ、必要に応じ、保護者に対して必要な助言を行うものと法的に明記されている。また、子ども・子育て支援法(平成24年08月22日法律第65号)においても、学校・家庭・地域などあらゆる分野において相互協力を行い、子どもと保護者に対して支援を行うことが明記されており、学校は子育て支援施設の一つとして役割遂行が求められている。

養護教諭は、改正学校保健安全法(平成21年法律第76号)によると学校保健において中心的役割を担い、児童生徒個々の健康課題の解決に向け、他の教員や保護者と連携を図りながら生徒の対応に当たることが重要とされている。2015年に発表された中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」によると、養護教諭は子どもの複雑化・多様化した子どもの健康課題に対し、学校保健活動推進や保護者や地域との連携を推進するコーディネーターとしての役割が示されている(5)。つまり、これらのことから、養護教諭は、児童・生徒の健康の保持・増進に向け保護者と連携をとりつつ、様々な健康問題に対し、担任教員、スクールカウンセラー等の中で中心的な役割を担っていくことが求められているといえる。

養護教諭の保護者との連携に関する研究では、蛭田らは、学校不適応を示す生徒に対する養護教諭の連携行動に関する調査(6)において、養護教諭が積極的に保護者の相談にのるとした者は約65.0%であったという結果を得ている。また、自傷行為を行う児童生徒への養護教諭の支援の実態について明らかにした巻らの調査(7)では保護者との連携が57.0%であったことが報告されている。一方で、保護者が養護教諭に求める支援に関する研究では、平井らは、母親は中学校養護教諭に対して、個別支援として母親への情緒的支援を求めていることを推察していた(8)。また、中島

ら(9)は、発達障害児の保護者に対するインタビューから、子ども達や保護者が利用しやすい保健室に期待があることを挙げていた。さらに、小倉ら(10)の学校保健活動や養護教諭の執務に関する保護者に対する調査では、保護者は養護教諭に対して密な連携を望んでいることが明らかとなっている。養護教諭は、現代的課題など近年の問題状況の変化に伴い児童生徒の心の健康問題がかかわっていること等のサインにいち早く気付くことのできる立場にあり、養護教諭の健康相談活動が一層重要な役割を持ってきている(11)。このため、今後ますます養護教諭の保護者支援に果たす役割は重要となってくると考える。

しかし、これらの研究は、養護教諭に対する保護者のニーズに関する調査や養護教諭と保護者との連携の実態に関する研究であり、養護教諭が行う保護者支援については十分に明らかになっておらず、整理についても不十分である。唯一、2014年に平井(12)によって養護教諭の行う保護者支援に関する文献の整理は行われているものの、平井が指摘しているように検索キーワードに家族支援が含まれており、保護者支援との差別化が図れていないことが挙げられる。

II. 目的

本研究の目的は、養護教諭が行う保護者支援に関する研究を概観し、今後の課題を明らかにすることである。

III. 方法

1. 研究デザイン

文献研究

2. 用語の操作的定義

1) 保護者

保護者を学校教育法第16条における「子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)」という定義を援用して用いた。

2) 保護者支援

保護者支援とは、児童・生徒の発達の基盤である地域・家庭で健やかな成長発達が

できるよう保護者に対応し、保護者を支え助ける、養護教諭から見た保護者への関わりと定義した。

2. 対象文献

1) 分析対象文献の採択方法

分析対象文献の包含基準は養護教諭の保護者支援について記載されたものとし、一次スクリーニングと二次スクリーニングを実施した。

一次スクリーニングは2名の研究者が独立してデータベース検索により選出された文献の表題および要旨の精読を行った。そして、除外基準である保護者からの養護教諭への支援ニーズに関する文献、および養護教諭個人の保護者対応における変容過程における文献、文献研究の論文は除外した。

二次スクリーニングでは、重複している文献を除外し、2名の研究者が独立して一次スクリーニングにて採択された文献のフ

ルテキストを精読し、採択基準を満たした論文を選定し、2名の結果を照合した。意見が異なる場合は第三者の意見を取り入れ、研究者間でコンセンサスが得られるまで討議し、最終的に採択する文献を決定した。なお、文献検索によって得られた論文のうち、重複文献、会議録を削除し、原著論文のみ分析対象とした (Fig.1)。

2) 検索法

文献検索エンジンは、日本における現状を把握するために、医学中央雑誌 Web 版 (Ver.5) および CiNii Articles の学術文献データベースを用いた。検索キーワード及び演算子は、保護者支援の定義に基づき、医中誌 Web では、「養護教諭」AND「保護者支援」OR「保護者対応」CiNii Articles では、(養護教諭) (保護者支援 OR 保護者対応) とした。検索漏れを防ぐため、年月指定、出版形態などの検索条件は設けなかった (最終検索日: 2021/8/18)。

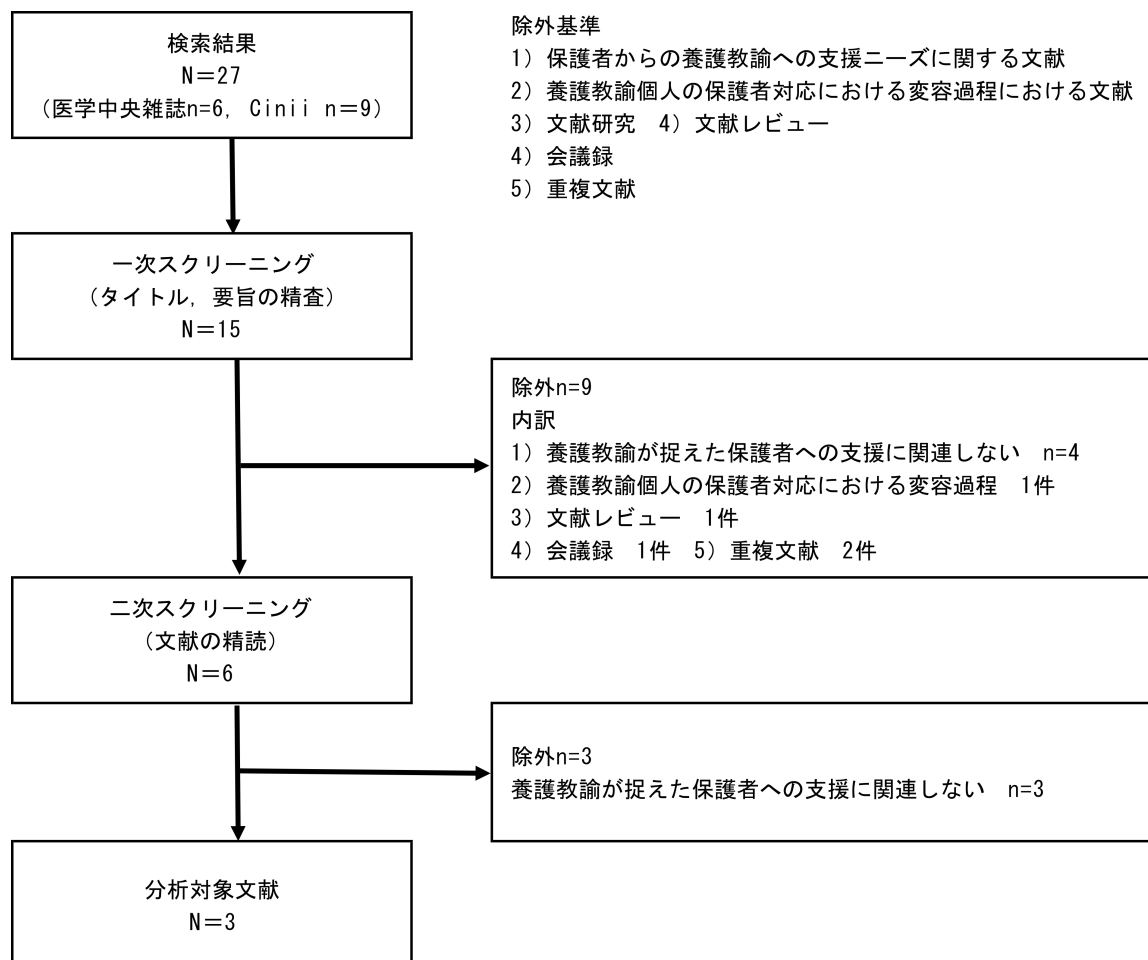


Fig.1 分析対象文献選定のプロセス

Table1 養護教諭が行う保護者支援に関する文献リスト

文献番号	研究者 (年)	文献名	掲載誌	データ収集方法	分析方法
1	平井ら 2017	保護者との信頼関係構築プロセスにおける養護教諭が行う保護者支援とその影響要因	日本教育相談活動学会誌	半構造化面接法	グラウンデッド・セオリー・アプローチ
2	吉田ら 2018	健康相談における発達障害児の保護者支援—養護教諭のエピソード分析から—	日本看護・教育・福祉学研究	半構造的面接法	質的内容分析
3	青柳ら 2015	児童虐待疑い事例の保護者対応における養護教諭の困難感の検討	小児保健研究	半構造的面接法	質的帰納的分析

3. 分析方法

本研究で対象とした文献は、研究動向を把握し研究課題を見出すために、年次別の動向により分析し、文献内容は、著者名、発行年、データ収集方法、分析方法について整理した。

4. 倫理的配慮

本研究は、既に一般に公開されている文献を対象とする文献研究であり、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」における倫理的配慮に関する諸手続きを必要としない。分析対象文献については、文献リスト (Table1) を作成した。また、内容抽出の際には著者の文脈・論旨を損なわないように意味内容を損なわないよう研究者間で十分協議しながら、分析を行い、著作権に配慮し引用文献の出典を正確に記載した。

III. 結果

1. 文献検索の結果

国内文献医学中央雑誌 Web 版 (Ver.5) 6 件, CiNii Articles 9 件, であり、目的に該当しない文献を除外し、最終的に 3 文献を対象とした。

2. 文献数の年次推移

対象文献全 3 件のうち、2013 年 1 件、2017 年 1 件、2018 年 1 件であった。

3. 分析対象文献の概要

1) 研究方法

研究手法は 3 文献全てにおいて、インタビュー調査による質的研究によるものであり、分析方法はグラウンデッド・セオリー・アプローチ (文献 1)、質的内容分析 (文献 2)、質的帰納的分析 (文献 3) であった。

三文献のインタビュー内容は、養護教諭の児童虐待対応における保護者への対応の困難、保護者との信頼関係構築のプロセスにおける養護教諭が行う保護者支援とその影響要因、発達障害に関する保護者支援等であった。3 文献の内 2 文献は、発達障害児 (文献 2)・児童虐待 (文献 3) に限定した保護者支援であった。

2) 文献の内容

各文献の保護者支援に関する箇所を取り出した後、対象とした文献の内容を概観すると、大きく「(1) 養護教諭が行う保護者支援」と「(2) 保護者支援における困難」の 2 つに分類された。

(1) 養護教諭が行う保護者支援

養護教諭が行う保護者支援は、①養護教諭の保護者との個別的な関わり、②学校内外、保護者との連携に向けた取り組みの 2 つに分類された。

文献 1 は、養護教諭が行う保護者支援として、道具的・評価的・情緒的・情動的支援や家庭教育支援という幅の広い支援の種類を展開し、ニーズとの適合性の高低を評価しながら、ときに依頼や謝罪をし、保護者と個別に関わっていることが示されていた。その際、子どもの様子を伝える・情報共有・下手に出る・言葉を選ぶ・寄り添う・受容する・自己開示するなどの関わり方の工夫をしていることが示されていた。また、関わり方の中で、依存的でなく対等の関係性であるか、保護者との関係性の確認をしていることが述べられていた。

文献 2 は、発達障害児の保護者支援について、児童生徒が薬を服用している場合、注意して観察し状況を保護者に伝えるなど、

専門的知識による支援を行なっていることが示されていた。また、保護者が来校した時などに少しでも声をかけ、子どもの肯定的な情報を保護者にフィードバックし、健康問題をきっかけに気軽に悩みが相談できるよう意識していることが示されていた。さらに、特別支援の必要な児童の保護者の大変さや生活の困難さについて理解をした上で保護者の願いを聞くこと、保護者の不安に配慮した関わり、担任とは違う視点での関わり、機会をとらえて子供の現在の様子や今までの内容を聞くなど、保護者の側に立った支援を行っていることが示されていた。加えて、担任との関係がうまくいかない時の聞き役、担任と保護者の仲介をし、面談は複数で行うなど担任への不満を聞くことを行っていることが示されていた。

文献3は、養護教諭の児童虐待対応において、母親への何げない声掛けや子どもの疾患についての健康相談がきっかけで虐待や子育て上の困難について相談を受け、保護者対応する事例もあることが示されていた。文献1は、教員からの信頼を土台に、養護教諭は担任を尊重しながらコーディネーターや連携・協働、教員につなぐなどのチームの条件を整えて支援チームの構築をするよう働きかけていることが示されていた。文献2は、校内で話し合いをきちんと伝える、教職員間で対応を統一、必ず担任を通す、保護者との連携内容を担任、管理職に伝える、担任に保護者の気持ちを伝えることを行い、将来子育てが困難となることを予測したり、長期的な支援の必要性など支援の方向性を決め、学校内外、あるいは保護者との連携を行っていることが示されていた。

文献3は、児童虐待対応における保護者への対応について担任や管理職と相談しながら役割を決めて保護者に対応していることが示されていた。

(2) 保護者支援における困難

文献1は、職務遂行上の専門性のある関わり、日常の保護者との関わり、保護者の顔や名前など保護者を把握しにくい職種であることなど、保護者と個別的な関わりの中で、保護者に対して困難感を感じている

ことが示されていた。

文献2は、発達障害児への養護教諭の保護者支援における困難として保護者との連携、保護者との問題意識のずれにより、保護者と対峙していることが示されていた。

文献3は、児童虐待事例に対し、養護教諭の介入の必要性を理解しながらも、実際に関わるべきかどうかを迷う状況から介入することの困難さが生じていると述べていた。また、繰り返し保護者対応を行っても、養育行動は改善されず、保護者と地域社会をつなげることができない状況から、保護者の批判的・威圧的な態度、家庭の問題に関わることに對する保護者の拒否、対応への不満を理由とする保護者から攻撃により、保護者との関係づくりの難しさを実感し、保護者を支え続けることの困難さが生じていることが示されていた。加えて、支援をしても改善されない現実を目の当たりにして、自身の力量に自信が持てなくなり、対応を続けてよいかという不安やと役割への責任感との間で揺らいでしまう状況から、養護教諭としての役割を遂行することの困難さが生じていることが示されていた。

IV. 考察

1. 研究の動向

対象文献は、2015年1件、2017年1件、2018年1件の、全3件であった。学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令以降、2015年から保護者支援における原著論文が掲載されているが、2021年現在までに全3件と僅少である。対象文献も保護者支援全般に関するもの1件、発達障害、児童虐待に特化したもの各1件であり、養護教諭が行う保護者支援に関する知見が十分に得られているとは言い難い。学校保健において、児童生徒の健康を保持増進し、安全を確保することが求められ、養護教諭の職務は、家庭・学校・地域の中で多様化し広範囲にわたっている。日本学校保健会発行の保健室利用状況に関する報告書；2016年度調査結果(13)によると、保護者の保健室の利用状況は、小学校57.9%、中学校48.4%、高等学校47.8%と報告されている。また、保護者からの電話相談は、小学校30.5%、中学校36.6%、

高等学校 41.6 %，全体では 33.4 %と報告されており，多くの養護教諭が保護者支援をしていることが伺える．しかしながら，現職養護教諭の研究報告において，論文と同等の研究報告は極めて少数であり，養護学の体系化・理論構築に至っていないことが指摘されている (14)．このため，養護教諭の視点で課題を捉え，その解決に向けた実践内容と経過を的確に評価し，実践研究報告を行っていくことが望まれる (14)．

研究手法は 3 件全ての文献において，インタビュー調査による質的研究によるものであった．養護教諭の保護者支援に関する分野は，新規な事象や課題であるため既知の研究知見が少なく，実践者である養護教諭へのインタビュー調査によって知見の蓄積を進めている現状があると考えられる．3 文献の内 2 文献は，児童虐待・発達障害と，子どものおかれた特性を限定した保護者支援であった．これらの支援内容は，個々の子どものおかれた状況や家庭環境により大きく異なることから，今後さらなる研究を積み上げ，保護者支援の特徴を明らかにしていくことが必要であると考えられる．一方で，子どものおかれた特性を限定しないものは，平井ら (2017) の報告のみであり，養護教諭の専門職としての独自性の構築に向け (12)，保護者支援の全体像を明らかにしていくことが課題である．

2. 養護教諭の保護者支援

1) 養護教諭が行う保護者支援と課題

養護教諭の保護者支援として，保護者の不安や大変さに配慮した関わり，子供に対する肯定的な受け止めのフィードバック，担任と保護者の仲介など，保護者の立場に立って信頼関係を築きながら支援をされていた．その際，言葉を選ぶ，下手に出る，自己開示するなどの関わり方の工夫を行いながら，保護者に寄り添い受容し，理解し，時には保護者と対峙しながら，対等な関係性を構築していると考えられた．また，支援の過程の中で保護者のニーズとの適合性の高低についてアセスメント，モニタリングしながら支援の方向性を決定し，専門的な知識による支援を行っていることが示唆

された．特に養護教諭は定期的に保護者に関わることが難しいため，保護者が来校している機会に何気なく子供の様子を伝えたり，健康相談をきっかけに悩みを引き出すなど，養護教諭から保護者へのアプローチを心掛けていることが推察された．さらに，養護教諭は，保護者への個別的な関わりによる支援に並行して，学校内外との連携した支援チームの構築を目指していた．学校内では教員からの信頼を土台に，担任を尊重しながらコーディネートや連携・協働，教員につなぐなどのチームの条件を整えていた．そして，将来の困難さの予測や長期的な支援の必要性などの支援の方向性を決め，保護者を含む学校内外との連携を行っていた．これらの保護者支援は，とりもなおさず養護教諭が保護者の信頼を得ることに繋がっていると考えられた．これらのことから養護教諭は，相談援助のコーディネーション過程 (15) として保護者の顕在・潜在ニーズ両方を発掘する行動であるニーズの発見，アセスメント，実施，評価という相談援助の流れに沿って保護者支援をしていることが推察された．

しかし保護者は実際には養護教諭から期待以上に支援を受けていないと認識しており，保護者が養護教諭と面談の機会が持てる必要があると指摘している (16) (17)．また，中学校における養護教諭に対する母親の支援ニーズとしては，道具的・評価的・情緒的支援が相互に正の関連を示し，特定の支援ニーズが高い母親はすべての支援を求め，特定の支援ニーズが低い母親はすべての支援を求めないことが示唆されている (18)．本研究における養護教諭が行う保護者支援では，養護教諭は保護者が来校された際や健康相談をきっかけとして保護者に関わっていた．また，保護者の名前などを把握しにくい職種であることに困難を抱えていた．これらことから，支援ニーズの高い保護者のすべてのニーズへの期待に応えることや，支援ニーズの低い保護者の潜在ニーズの発見についての支援は十分とは言えず，養護教諭のみで解決できる課題ではないであろう．現代は，社会の変化に伴い，生き辛さやリスクが複雑化・多層化

しており、保護者自ら援助が求められず、支援機関に繋がることができない保護者が一定数いるものと考えられる。相談支援の入り口、健康相談ができる機会を作るためには、援助要請しやすい環境調整や、保護者支援そのものに対する情報提供が必要である(19)。保健室にアクセスしやすい工夫を行うなどのアウトリーチ活動などの工夫を行うことも必要であると考えられる。そうしたことにより、支援が届けることができない保護者に会うことで予防的介入・早期介入に繋がっていくものと考えられる。また、保護者との関係性の確認に加え、支援経過の評価を行っていくことが必要であると考えられる。同時に養護教諭の専門性を発揮するためには、積極的に問題をもつ子どもに関わること、教職員との連携、健康相談の知識技術を学ぶ意欲が必要であり、養護教諭の研修体制について検討することが課題である(19)。

2) 保護者支援における困難と課題

保護者支援における困難では、保護者を把握しにくい職種であること、保護者との問題意識のずれや拒否、保護者対応しても改善されないことによる自身の力量への揺らぎなど、養護教諭としての役割を遂行することの困難さが示されていた。先行研究では、児童虐待事例について保健師の保護者支援の困難として、支援者が母親に対して否定的な感情を抱きやすいこと(20)、支援関係構築にあたり困難感や負担感を抱きやすいこと(21)など、本研究の児童虐待対応の養護教諭と同様の困難が報告されている。児童虐待事例においては、特に親の生育歴や生活状況を理解し、共感的な姿勢で信頼関係を築いていくことが求められる(22)。加えて、虐待予防の実践では、母子保健に関する知識や技術に留まらず、精神保健福祉に関する知識や技術を基盤とした活用が重要とされている(23)。これらより、養護教諭のもつ困難感や否定的感情を共感し合いながら、学校内外の保健福祉職等が連携して、専門性を活かした保護者支援をしていくことが必要と考えられる。多職種との連携については、厚生労働省が

提示している発達障害者支援施策においても、教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場を設けることや福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施が提示されている(24)。また、2015年中央教育審議会による「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」には、より困難度を増している生徒指導上の課題に対応していくためには、教職員が心理や福祉等の専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが必要と記されている(25)。ゆえに、多様な困難さを抱える養護教諭の保護者支援においても、学校内、外部専門機関との連携により、保健・医療・福祉関係者と協働しながら保護者のニーズに基づいた支援を行うことが求められる。そのためには、「チームとしての学校」を実現する「専門性に基づくチーム体制の構築」「学校のマネジメント機能の強化」「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の3つの視点(25)に沿って検討を行い、日頃から教員との関係づくりを行いつつ、校内外の組織体制の整備をしていくことが課題である。

V. 結語

本研究は、養護教諭が行う保護者支援に関する研究を概観し、今後の課題を明らかにすることを目的とし、以下の示唆が得られた。

養護教諭は保護者支援において相談援助のコーディネーション過程に沿って保護者支援を実施していることが伺えた。しかし、保護者の顕在・潜在ニーズの発見、評価については、保護者と健康相談できる機会の必要性や保護者のニーズに基づいた学校内、外部専門機関との連携、事例検討会の開催などの必要性が考えられた。また、これらの知見を基に、養護教諭の専門職としての独自性の構築に向け、養護教諭に視点で課題を捉え、その解決に向けた実践内容と経過を的確に評価し、実践研究を行っていくことで保護者支援の全体像を明らかにしていくことが課題である。さらに、本研究は3文献のみを反映した結果であることが

ら、結果の一般化には慎重にならざるを得ない。今後は、データベースで拾い上げられない様々な研究や実践報告などを幅広く収集し、養護教諭が行う保護者支援の現状について検討する必要がある。

[謝辞]

本研究は科学研究費補助金基盤研究(B:課題番号 20H04029)の助成を受けたものである。

[利益相反の開示]

発表に関連し、開示すべき利益相反関係にある企業・組織および団体等はありません。

引用文献

- (1) 文部科学省. 学校安全・健康教育(学校保健)食育・学校給食に関する現状等について. https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo5/gijiroku/07070317/005.htm. (参照日 2021-8-29).
- (2) 永田憲史. いじめの重大事態の判断に関する考察: いじめ防止対策推進法の強靱化を目指して. 関西大学法学論集. 2020, 70(2), p.429-462.
- (3) 厚生労働省. 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/taikou_h290725.html. (参照日 2021-8-29)
- (4) 全国保険医団体連合会. 新型コロナウイルス感染拡大後の健康状況「2020年学校健診後治療調査」より. https://hodanren.doc-net.or.jp/news/tyousa/210523_shcsvy_rs1t1.pdf (参照日 2021-8-29)
- (5) 岡本啓子, 津島ひろ江. 養護教諭のコーディネーション能力育成の研修プログラムニーズ- 全国特別支援学校養護教諭への意識調査から-. 学校保健研究. 2011, 53(3), p.250-260.
- (6) 蛭田美咲, 物部博文. 学校不適応を示す生徒に対する養護教諭の連携行動. 横浜国立大学教育人間科学部紀要. 2010, 教育科学 12, p.155-161.
- (7) 巻ちふゆ, 佐藤雄一, 小林央美. 自傷行為を行う児童生徒への養護教諭の支援の実態について. 弘前大学教育学部紀要. 2011, 105, p.97-104.
- (8) 平井美幸, 浅野弘明, 園田悦代. 中学校養護教諭に対する母親の支援ニーズと自己管理スキルの関連. 大阪教育大学紀要教育科学. 2015, 64(1), p.187-196.
- (9) 中島育美. 発達障害児を持つ保護者の小学校の養護教諭に対するニーズ. 特別支援教育コーディネーター研究. 2012, 8, p.65-707.
- (10) 小倉学, 綿引洋子. 養護教諭に対する保護者のニーズ --- 執務項目選択・要望内容を中心に ---. 学校保健研究. 1988, 30(2), p.78-84.
- (11) 文部科学省. 養護教諭の職務内容等について https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/029/shiryo/05070501/s007.htm (参照日 2021-12-23)
- (12) 平井美幸. 養護教諭が行う保護者支援と保護者の支援ニーズに関する文献レビュー. 大阪教育大学紀要. 2014, 63(1), p.147-154.
- (13) 日本学校保健会. 平成 28 年度保健室利用状況に関する調査報告書 https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290080/index_h5.html#1. (参照日 2021-8-29)
- (14) 荻田晴美. 現職養護教諭の実践研究報告書に見られる傾向の分析. 養護実践学研究. 2019, 2(1), p.55-62.
- (15) 岡本啓子, 津島ひろ江. 養護教諭のコーディネーション過程を構成する要素の明確化-特別支援学校養護教諭の実践の分析から-. 日本養護教諭教育学会誌. 2010, 13(1), p.55-71.
- (16) 吉田順子. 発達障害児の保護者支援における養護教諭の役割. 最新社会福祉学研究. 2015, 10, p.59-69.
- (17) 吉田順子, 岡本陽子, 大橋哲也, 通

- 常学級に在籍する発達障害児の保護者支援. 養護教諭教育実践科学研究. 2016, 2, p.46-66.
- (18) 平井美幸, 浅野弘明, 園田悦代. 中学校養護教諭に対する母親の支援ニーズと自己管理スキルの関連. 大阪教育大学紀要教育科学. 2015, 64(1), p. 187-196.
- (19) 山中壽江, 鈴木由美. 養護教諭の健康相談における力量形成 --- 養護教諭の自己評価に注目して --- . 児童学研究聖徳大学児童学研究所紀要. 2016, 18, p.53-60.
- (20) 永谷智恵. 子ども虐待の支援に携わる保健師が抱える困難さ. 日本小児看護学会誌. 2009, 18(2), p.16-21.
- (21) 有本梓, 田高悦子. 行政保健師における児童虐待事例への支援に対する困難感の理由と特徴. 横浜看護学雑誌. 2018, 11(1), p.19-27.
- (22) 小林美智子. 児童虐待 母子保健の原点に立ち戻る取り組みへ. 保健師ジャーナル. 2012, 68 (11), p.956-961.
- (23) 佐藤睦子, 上野昌江, 大川聡子. 児童虐待予防においてかかわりが難しい母親との信頼関係構築に着目した熟練保健師の支援. 日本公衆衛生看護学会誌. 2021, 10(1), p.3-11.
- (24) 厚生労働省. 発達障害者支援施策の概要. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/hattatsu/gaiyo.html. (参照日 2021-8-29)
- (25) 中央教育審議会. チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について (答申). https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf. (参照日 2021-8-29)
- (25) 武田文, 朝倉隆司, 岡田加奈子. 養護教諭における仕事満足感の関連要因—職業ストレス・ソーシャルサポート・自尊心に関する検討—. 民族衛生. 2010, 76 (6), p.253-263.

分析対象文献

- (1) 平井美幸, 中下富子. 保護者との信頼関係構築プロセスにおける養護教諭が行う保護者支援とその影響要因. 日本健康相談活動学会誌. 2017, 12 (1), p.24-35.
- (2) 吉田順子, 岡本陽子. 健康相談における発達障害児の保護者支援: 養護教諭のエピソード分析から. 日本看護・教育・福祉学研究, 2018, 1.1: 36-44.
- (3) 青柳千春, 阿久澤智恵子, 金泉志保美. 児童虐待疑い事例の保護者対応における養護教諭の困難感の検討. 小児保健研究. 2015, 74(3), p.366-374.

A Literature Review on Parental Support Perceived by Yogo Teachers

Michiko ISHIDA¹, Mayumi YAMAGATA², Wataru IMURA³, Tomoko NANBA⁴

Kawasaki University of Medical Welfare Department of Nursing¹

Sanyo Gakuen University & College Department of Nursing²

Doctoral Program in Health Science, Graduate School of Health Science and Technology, Kawasaki University of Medical Welfare³

Kawasaki University of Medical Welfare Department of Health and Sport Science⁴

Summary

The purpose of this study was to review the research on parental support by school nurses and to identify future issues. A literature search was conducted using the Web version of the Central Journal of Medicine and CiNii, and three articles with descriptions of parental support by school nurses were obtained. All of the literature included in this study was qualitative research. One study was related to support for developmental disabilities, one study was related to child abuse, and one study was related to parental support and its influencing factors. It was found that school nurses provided support to parents in accordance with the coordination process of consultation and support. However, in terms of discovering and assessing the apparent and latent needs of the users, it was thought that there was a need for opportunities for health consultation with the parents, cooperation with the school and external specialized agencies based on the needs of the parents, and the holding of case study meetings.

In the future, based on these findings, in order to establish the uniqueness of the school nurse as a profession, it is necessary to grasp the issues from the viewpoint of the school nurse, to accurately evaluate the contents and progress of the practices to solve the issues, and to clarify the overall picture of support for parents by reporting on practical research.

Keywords: Yogo teachers, parent support